

会議録（要点筆記）

会 議 名	第5回米原市自治基本条例推進委員会
開 催 日 時	平成27年1月9日（金）午後6時30分～午後8時15分
開 催 場 所	近江庁舎 会議室2F
出席者および欠席者	出席者：今川委員、戸田委員、福永委員、垣見委員、福井委員、岩山委員 保正委員 【事務局】三田村部長、山田課長、川瀬課長補佐、鹿取主任、坂 傍聴：なし 欠席者：吉原委員、井上委員、安田委員
議 題	市民投票条例について
結 論	「投票資格者」についての考え方 ・年齢要件は18歳以上 ・外国人を含むが、その範囲についてはさらに協議が必要 「どのような時に住民投票をおこなうか」 ・まちを2分するような問題が起こった時 ・野洲市、草津市の条文を例に整理 ・「除外事項」は、市が意思表示しなくてはいけない問題については住民投票 する事案とする方が良いのではないかな。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	1 部長挨拶 2 議題 （1）前回のおさらい （資料1に基づき事務局説明） （2）住民投票条例における投票資格者としての外国人の考え方について （資料2、3に基づき事務局説明） （3）意見交換 ・「常設型」を前提としているのは、それに決めるというわけではなく、広く議論していくため。 ①「投票資格者」の要件について 【外国人】 ・外国人の場合は、投票資格者名簿に登録するためには本人からの申請を必要とするところがあるが、米原市の場合もそうなるのか。 →外国人も住民基本台帳で米原市に居住されている期間は把握できる。しかし日本に3年以上住んでいたかどうかは市では把握できない。だからご自身から申請していただく形になる。個人から聞かなければ、詳細はわからない。米原町の住民投票の時も申請していただいた。3年以上日本で居住しているかの確認は在留資格カードをもとにできる。

- ・これだけ多くの市が、外国人の投票を認めているとは知らなかった。憲法93条では、「住民」の定義は地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民と解釈されている。これだけ軒並み外国人を受け入れるのは、何か理由はあるのか。
- ・地域性にもよるが、当然地域で暮らす外国人は自治会にも入っているし、自治会長になっている例もある。あくまでも住民投票の場合、意思決定は議会と市長。住民の意見がどうであれ最終的な判断は議会、市長であり、法的拘束力はないというのが理由として考えられる。
- ・法的拘束力は無いとしても、結果は全く無ではないのではないかと。
- ・常設型の場合、どのような案件であっても投票資格者は変わらないことから、内容によっては多数の外国人の意見が左右することもあるのでは。常設を前提に進めているので、このことがあいまいになると疑問が残る。
- ・投票資格者の要件については、どれくらい署名を集めれば住民投票を行うのかなど、他の要件のハードルの議論とも関わってくる。
- 必要な署名数については、1/4であったり、1/5、1/10であったり自治体によりいろいろ。大和市は年齢要件を16歳にしているが、その分署名数のハードルを高くしているなど、バランスをとっている。
- ・議論し辛い項目ではあるが、色々な意見が必要。住民投票ありきではない。住民参加でいろいろ意見交換しながら決定し、最終的には市長、議会が判断するのが大原則。安易に使われると混乱を招くことにもなる。多様な角度からいろんな意見をもとに議論すべき。
- ・家族が7年間、米国に仕事で行っていた。税金も納めていたが、そういった権利は何もなく、憤りがあった。逆の立場から言うともそういう思いを持っている外国人の方が米原市にもおられるかもしれない。しかし、立場が変わると違う意見になってしまう。
- ・外国人とはいえ、特別永住者は何世代も日本に住んでいながら、日本人と何も変わらないと思える人でも扱いは外国人。むしろ外国人というのも変だという気がする。
- ・外国人だからということで排斥する理由はないと思っている。ただし、誰でもというわけにはいかない。線引きするのであれば他市にもある、日本に住んで引き続き3年以上というのが線を引きやすいところではないか。
- ・単純に3年以上とする場合だけでなく、日本人と同じように3か月以上市に住んでいるという規定も当然設けるべき。基本的には、外国人を排斥する理由はないと思う。
- ・日本人も含め参政権と同じで、市に3か月以上居住という規定は当然入ってくると思う。私も外国人を排斥する理由はないと思う。
- ・どのような条件にするかが問題だが、感情論ではなく慎重に考えるべきだと思う。
- ・10数年前、ブラジル人の方をお世話したが、言葉や習慣の問題もあり地域で

よそ者扱いされ理解されないというジレンマを感じた。そういった状況が外国人への意識の弊害になると思う。大きくは言葉の問題があり、米原市はブラジルの方が多く、日本語が話せない人も多い。住民投票になった場合、難しい問題を理解できるかどうか。一人一人に通訳し説明しなくてはならない。投票は別にしても、地域の人への外国人への意識を変えてもらう必要もあるのではないか。一方、ゴミや地域のルールも教えていたが、突然帰国されたりして残念な思いもした。

- ・ 中学校で講師をしていたとき、外国人クラスが1クラスあったが、いつ両親の都合でいなくなるかもわからないという雰囲気であった。一方、日本人以上に日本人らしい人もいた。
 - ・ 自分が知っている外国人の範囲が狭いので、ひとからげに「外国人は」と言うのは難しいが。
 - ・ 外国人の学生と接しているが、日本語も喋れるし、留学生ではなく通常の入試で入学した学生は日本人と変わらない。それぞれが生活の中で接する外国人によって、考え方も変わるかもしれない。
- 在留外国人の在留資格は、3年を超えると一度更新されている場合が多く、生活の基盤が日本に定着していると考えられ、さらに日本に住み続けると考えられる。そのようなことから他市でも3年の在留期間が区切りになっている。
- ・ 永住者は当然日本に生活の基盤があり、特別永住者に至っては、日本で生まれ育った方も多く、地域の活動やまちづくりに何ら日本人と変わるものはない。

【年齢要件】

- ・ 責任を持たすという意味では、住民投票においては年齢を下げても良いと思っている。18歳か16歳かの議論はあるが。
- ・ やはり、高校生ではなく、18歳以上という条件が必要ではないか。
- ・ 16歳とする大和市のように社会人として働くことのできる年齢、という考え方もある。責任を持って行動してもらいたい年齢でもある。
- ・ 一部の16歳は社会人として活動している場合もあるが、市の重要な方向性を決めるという面では、今後選挙権も18歳になるという議論もあり、それに合わせるのが良いのではないか。
- ・ 18歳になったら、意識を持ってまちづくりに参加してもらいたいと思う。
- ・ 犯罪の低年齢化によって刑罰も18歳に変わりつつある。罰を受けるなら自らの責任も持たす社会にしなくてはいけないのでは。
- ・ 前回、16歳では仲間やグループの意見に左右されるという意見があった。
- ・ 16歳だから意見にひっぱられて、18歳だからそうではない、ということではないと思うが、高校卒業というのは良いタイミングかもしれない。
- ・ 結局大人も人の意見に左右される人は多いから同じ。
- ・ 高校生までは地元にいる子が多い。高校卒業でちょうど出ていくタイミングで

意識を持ってもらうという意味でも18歳か。

- ・では、年齢は18歳ということで同意が得られそう。

②どのような時に住民投票を行うか

(事務局説明)

前回資料の「どのような時に住民投票をするのか」という欄の「重要事項とは」にあたる部分。米原市の場合、自治基本条例の第17条に「米原市における重要な課題について」と表現をされている。比較した6つの市の条例をみてもこの部分に大きな違いは無い。

市政運営上の重要事項として、

- ・住民に直接その賛否を問う必要がある
- ・市および住民全体の利害関係を有する
- ・住民間又は住民、市議会もしくは市長の間に重大な意見の相違がある など。

草津市の例では「その事項についての議論が熟し、議論としての最終段階である」が付け加えられている。しっかり議論し尽くした上での案件であるということを行うための条文で、常設型でデメリットとされる「簡単になんでも住民投票」にしないための条文を盛り込むことも、前回委員から御提案があった。

もうひとつは、除外事項について。各市大きな違いは無いが「市の機関の権限に属さない事項（市の意思を明確に表示すべき事項を除く）」としているところがある。この（市の意思を明確に表示すべき事項を除く）を付記するかどうか議論のポイントになる。

- ・議論をし尽くしたかどうかの判断は難しい。署名のハードルを上げるか下げるかという議論と絡んでくる。
- ・理念としては住民参加で解決を目指し、住民投票をやらなくて済むことが良いと思う。住民投票をすると、まちを二分することになりかねない。合併がそうであったように。だから最終段階だという認識を持たなくてはいけない。
- ・税金やお金の問題は法律も関わってくるので除外事項とすべき。アメリカの場合はこの点も自由。お金の問題も有りになっている。
- ・近々に具体的な問題があるとわかりやすいが、米原町の合併の時のケースはどうであったか。

→米原町は4つから選ぶ形であった。住民投票も市民の署名によるものでなく町長の発議。それまでに議会や市民に、いろんな議論が背景にあったので、住民投票という結論になった。

- ・米原町は彦根と坂田と坂田・長浜の協議会にも入っており、議会でも判断が割れていた。当時はやはり大変であったと聞いている。
- ・当時は伊吹町にまで外国人を含む米原町の住民投票に対する意見が寄せられた。伊吹町が住民投票するときは、「外国人を入れろまたは入れるな」という意見。

- ・米原町のときは、外国人を含め住民投票を行った。対象は永住者・特別永住者の中で申請をされた方。実際に申請された方は対象者全てではなかった。
 - ・外国人を投票資格者に含んだことで全国的に話題になった。
 - ・住民投票が最終手段だということは、自治基本条例の解説にも最終手段として位置付けるべきと書かれている。そこに至るまでに、いかにして多くの市民と情報を共有してまちづくりへの参加、協働を働きかけ解決できるかということが非常に重要。その上で住民投票は最終手段であるべき。
 - ・署名を集めるにしても、多くの方に今課題となっていることを理解いただかないと、署名を集めることもできないので、その前段の部分でプロセスが非常に重要になってくると思う。
 - ・除外事項は、限定的にすべき。市長が対外的に発言する場合もあるし、議会が決議して対外的に宣言する場合もある。そういった時に何か住民の意見を事前に聞いておきたいことがあるかもしれない。
 - ・例えば米軍基地や原発などの関係が該当するのでは。架空の話だが。市に権限はないが、意思表示すべき事項は入れるべきではないか。
 - ・「市の権限はないが、市の意思を明確に表示すべき事項」とされているところ。
 - ・今、まさに意見が分かれている案件が無いので、ピンとこないが。
 - ・重要事項は、そのすべてを満たす必要があるのか。それとも、どれかひとつに該当すれば良いのか。
 - 重要事項はすべてを満たす必要がある。反対に除外事項はどれか1点でも該当すれば住民投票を行う案件からは除外されるということ。
 - ・これも架空の事例だが、大型の開発に伴って市長と議会と意見が分かれることも想定される。
 - 個別設置の住民投票で合併問題以外で行ったケースである。
 - ・給食の自校式、センター方式で住民投票を行ったケースはあるか？
 - それは無いが、地域交流センターの建設の賛否、総合文化会館の建設の賛否など。
 - ・大型開発のケースは将来に負債を残すことになるので。
 - ・常設型の住民投票を行った例は、岩国市のみ。しかしこれは市長提案であった。
 - ・重要事項は、野洲市や草津市のような表現でよいのでは。
 - 他の自治体もこの部分は大きな表現の違いはない。
 - ・除外事項は、市の権限に属さない部分に市が意思表示するために住民投票ができるとするかどうか。
- ③今回の結論
- ・外国人については投票資格を認める方向。あとは、どういった条件を設けるかはもう少し議論が必要といえる。
 - ・年齢は18歳で結論が出た。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ どういった場合に住民投票を行うのかについては、まちを2分するような問題が起こったとき、野洲市や草津市でも条件としてあげている事項で整理できる。 ・ 除外事項をどうするか。権限は無いが何らかの意思表示をしなければならない場合、市長がどう判断するか。住民が止めろと言っても議会や市長が決めれば意思表示する権限はある。 ・ 原発の問題など、住民投票する前とした後では市の意見としての重さが違うと思う。 ・ 除外事項はそれほど厳密に制約しない方がいい。 <p>【次回】</p> <p>今年度中にもう1回開催。日程調整させていただく。</p> <p>これまでは、投票資格者の議論が中心であったが、他の項目についてそれぞれのポイントを示さしていただき議論していただきたい。</p> <p>また、プロセスを大事にするということをどのように条例の中で表現するか。</p> <p>さらに、他市の条例の策定過程で課題になった件についても紹介させていただき、議論していただきたい。</p> <p>次回日程は 2月～3月で再度調整。</p>
--	--

会議の公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 傍聴者： <u>0人</u> <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 一部公開または非公開とした理由 ()
会議録の開示・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等：)
全部記録の有無	会議の全部記録 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 録音テープ記録 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
担 当 課	政策推進課 (内線91-245)